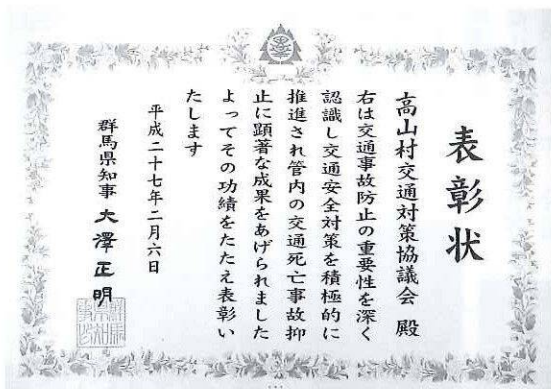




去る2月6日(金)に行われました群馬県交通安全大会において、高山村交通安全協議会が群馬県知事表彰を受賞しました。これは交通安全対策を積極的に推進し交通安全事故抑止に顕著な成果をあげた市町村に対する表彰で、当村他5市町村が受賞しました。これも村民皆様一人一人の交通安全意識の賜です。これからも交通安全事故は誰でも加害者・被害者になる可能性があることを意識して、高山村から交通安全事故をなくしましょう。尚、同大会において、飯塚一雄さんが優良交通指導員表彰、特別表彰、知高歳雄さんが交通安全功労・感謝状をそれぞれ受賞されました。おめでとうございます。

交通死亡事故抑止顕彰 群馬県知事表彰受賞



群馬県自動車税事務所からのお知らせ 自動車の登録手続きはお済みですか？

・自動車税は、毎年4月1日現在、車検証に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に納付いただく税金です。

○毎年、5月に納税通知書を発送すると、次の内容の問い合わせがよくあります。

- ★下取りに出した自動車の納税通知書が送られてきた。
- ★前に知り合いに譲った自動車の納税通知書が送られてきた。
- ★使用せずに庭に放置してあるだけの自動車の納税通知書が送られてきた。
- ★転居し、住民票も変更してあるのに納税通知書が届かない。

○次のような場合には、平成27年3月31日(火)までに、運輸支局で必ず手続きを行ってください。

- 【変更登録】…住所、氏名に変更があった場合
- 【移転登録】…自動車を下取りに出したり、他の人に譲渡した場合
- 【抹消登録】…自動車を使用しなくなった場合

○運輸支局での登録手続きがされないと

既に使用していない自動車の税金を納めることになったり、転居先に納税通知書が届かないなど、トラブルの原因となります。
登録手続きを委託した場合は、手続きが済んでいるか再度ご確認ください。

○転居等により住所を変更（住民票の変更手続き済み）し、やむを得ず車検証の住所変更の手続きが遅れる場合は、「ぐんま電子申請受付サービス」で納税通知書の送付先を一時的に変更することができます。
詳しくは、ホームページ ↓

群馬県 自動車税 電子申請

検索

問い合わせ先

自動車税について

群馬県自動車税事務所

☎027-263-4343

群馬県吾妻行政県税事務所

☎0279-75-3300

自動車の登録について

関東運輸局群馬運輸支局

☎050-5540-2021

※軽自動車、バイクには軽自動車税が課税されます。
軽自動車税については、市役所・町村役場にお問い合わせください。

◇自動車税の納税には、

安全・便利・確実な「口座振替」をご利用ください。

群馬県議会議員選挙について

任期満了（4月29日）に伴う群馬県議会議員選挙が次のとおり行われます。

◇公示日 4月3日(金)
◇投票日 4月12日(日)
◇投票時間 午前7時から午後7時まで
◇投票できる人
平成27年4月13日以前に生まれ、日本国籍を有し、平成27年1月2日以前から引き続き高山村の住民基本台帳に登録されている人。

◇期日前投票
期日前投票ができる場所、期間は次のとおりです。

○場所 高山村役場
○期間 4月4日から4月11日まで
○時間 午前8時30分から午後8時まで

※投票所入場券

世帯ごとに郵送します。入場券が届かない場合は、早めに選挙管理委員会までご連絡ください。投票所及び投票時間は、入場券に記載されています。

※不在者投票

指定病院等における不在者投票については従来どおり行われます。

仕事のために村外へ出張するなどの場合には、高山村以外の市区町村の選挙管理委員会において不在者投票をすることもできますので、その手続き等については、早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。

また、身体に重度の障害がある人のために郵便等による不在者投票制度があります。この制度は、自宅等で記載した投票用紙を郵便等により選挙管理委員会に送付することができ、そのものです。

郵便等による不在者投票をするには、選挙管理委員会での手続きが必要となりますが、この手続きには数日が必要となりますので、早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。

高山村選挙管理委員会
(役場総務課内)
☎63・2111

平成26年度歳末たすけあい募金のお礼

歳末たすけあい募金につきましては、皆様方から行政区を通じての個別募金、事業所関係の法人募金や個人の方からの募金等、総額769,372円というたくさんの尊い募金をしていただきました。これらの募金は村内在住の長期療養者103名、在宅療養者53名、1人暮らし高齢者102名の方々に歳末慰問金として有効に使わせていただきました。ご協力大変ありがとうございました。

高山村 (住民課)

高山村社会福祉協議会

平成26年度歳末たすけあい募金表

行政区	件数	千円未満	件数	千円以上	件数	二千元以上	件数	三千元以上	件数	五千元以上	件数	計
原	106	52,900	8	8,000	1	2,000		0	1	5,000	116	67,900
本宿	91	45,500	13	13,000	2	4,000	2	6,000	2	10,000	110	78,500
新田	131	65,000	16	16,000	2	4,000		0	2	15,000	151	100,000
五領	65	32,500	5	5,000		0		0		0	70	37,500
判形	161	80,455	9	9,000	3	6,000		0	3	15,000	176	110,455
役原	46	23,000	2	2,000	1	2,000		0		0	49	27,000
関田	45	22,500	6	6,000	4	8,000	1	3,000	2	10,000	58	49,500
戸室	49	24,540	8	8,000	1	2,000	1	3,000	1	5,000	60	42,540
火の口	27	13,500	2	2,000	1	2,000		0		0	30	17,500
北之谷	40	20,000	5	5,000		0	2	6,500		0	47	31,500
熊野	48	24,000	1	1,000	1	2,000		0	1	5,000	51	32,000
梅沢	67	32,920	3	3,000		0	1	3,000	1	5,000	72	43,920
茶屋ヶ松	21	10,500		0		0		0		0	21	10,500
小計①											1,011	648,815

個人・法人の氏名及び名称	計
高山運輸倉庫株式会社 様	100,000
本宿八起会 様	17,443
篤志募金	3,114
小計②	120,557

合計(小計①+②)	769,372
-----------	---------

主な活動は、お客様から依頼を受けて史跡名所等をご案内する、ガイドイベントの企画、学習会実施等です。会員が丁寧に指導させていただきますので、ご安心ください。興味のある方



越してくださいます。毎月第3火曜日10時より15時頃迄開催していますので、本宿地区にお住まいの方はお気軽にお越しください。



※よくある質問
Q チャボや烏骨鶏(うこっけい)、アイガモを飼っている方へ

◎報告方法
専用の様式がありますのでお問い合わせください。

◎問い合わせ先
吾妻家畜保健衛生所 ☎0279・75・2240

◎報告内容
平成27年2月1日現在の飼養家畜の種類と頭数など

◎対象となる家畜
牛・水牛・豚・馬・鹿・めん羊・山羊・いのしし・鶏・あひる・うずら・きじ・だちよう・ほろほろ鳥・七面鳥

◎報告の仕方
A はい。毎年一回、二月一日現在の状況を報告してください。また、飼育をやめた場合は、やめたことを報告してください。

Q 去年、報告をしています。今年も必要ですか？

A はい。毎年一回、二月一日現在の状況を報告してください。また、飼育をやめた場合は、やめたことを報告してください。

Q チャボや烏骨鶏(うこっけい)、アイガモを飼っている方へ

◎報告方法
専用の様式がありますのでお問い合わせください。

◎問い合わせ先
吾妻家畜保健衛生所 ☎0279・75・2240

◎報告内容
平成27年2月1日現在の飼養家畜の種類と頭数など

◎対象となる家畜
牛・水牛・豚・馬・鹿・めん羊・山羊・いのしし・鶏・あひる・うずら・きじ・だちよう・ほろほろ鳥・七面鳥

◎報告の仕方
A はい。毎年一回、二月一日現在の状況を報告してください。また、飼育をやめた場合は、やめたことを報告してください。

Q 去年、報告をしています。今年も必要ですか？

A はい。毎年一回、二月一日現在の状況を報告してください。また、飼育をやめた場合は、やめたことを報告してください。

Q チャボや烏骨鶏(うこっけい)、アイガモを飼っている方へ

◎報告方法
専用の様式がありますのでお問い合わせください。

◎問い合わせ先
吾妻家畜保健衛生所 ☎0279・75・2240

◎報告内容
平成27年2月1日現在の飼養家畜の種類と頭数など

◎対象となる家畜
牛・水牛・豚・馬・鹿・めん羊・山羊・いのしし・鶏・あひる・うずら・きじ・だちよう・ほろほろ鳥・七面鳥

◎報告の仕方
A はい。毎年一回、二月一日現在の状況を報告してください。また、飼育をやめた場合は、やめたことを報告してください。

Q 去年、報告をしています。今年も必要ですか？

A はい。毎年一回、二月一日現在の状況を報告してください。また、飼育をやめた場合は、やめたことを報告してください。

Q チャボや烏骨鶏(うこっけい)、アイガモを飼っている方へ

◎報告方法
専用の様式がありますのでお問い合わせください。

◎問い合わせ先
吾妻家畜保健衛生所 ☎0279・75・2240

◎報告内容
平成27年2月1日現在の飼養家畜の種類と頭数など

◎対象となる家畜
牛・水牛・豚・馬・鹿・めん羊・山羊・いのしし・鶏・あひる・うずら・きじ・だちよう・ほろほろ鳥・七面鳥

◎報告の仕方
A はい。毎年一回、二月一日現在の状況を報告してください。また、飼育をやめた場合は、やめたことを報告してください。

Q 去年、報告をしています。今年も必要ですか？

A はい。毎年一回、二月一日現在の状況を報告してください。また、飼育をやめた場合は、やめたことを報告してください。

Q チャボや烏骨鶏(うこっけい)、アイガモを飼っている方へ

◎報告方法
専用の様式がありますのでお問い合わせください。

◎問い合わせ先
吾妻家畜保健衛生所 ☎0279・75・2240

◎報告内容
平成27年2月1日現在の飼養家畜の種類と頭数など

◎対象となる家畜
牛・水牛・豚・馬・鹿・めん羊・山羊・いのしし・鶏・あひる・うずら・きじ・だちよう・ほろほろ鳥・七面鳥

◎報告の仕方
A はい。毎年一回、二月一日現在の状況を報告してください。また、飼育をやめた場合は、やめたことを報告してください。

Q 去年、報告をしています。今年も必要ですか？

A はい。毎年一回、二月一日現在の状況を報告してください。また、飼育をやめた場合は、やめたことを報告してください。

Q チャボや烏骨鶏(うこっけい)、アイガモを飼っている方へ

◎報告方法
専用の様式がありますのでお問い合わせください。

◎問い合わせ先
吾妻家畜保健衛生所 ☎0279・75・2240

◎報告内容
平成27年2月1日現在の飼養家畜の種類と頭数など

◎対象となる家畜
牛・水牛・豚・馬・鹿・めん羊・山羊・いのしし・鶏・あひる・うずら・きじ・だちよう・ほろほろ鳥・七面鳥

高山村学校給食センター 調理員の募集について

高山村教育委員会では平成27年度に高山村学校給食センター調理員(臨時職員)を次のとおり募集します。

募集人員 若干名

業務内容 学校給食の調理、洗浄等

募集要件

- ・高山村に住所を有する者
- ・平成27年4月1日現在で年齢50歳以下の者

・普通自動車運転免許を有する者

申込期限 平成27年3月31日

提出書類

- ・履歴書
- ・健康診断書

提出先及び問い合わせ先

高山村教育委員会事務局
☎63・3046

高山村立学校給食センター
☎63・2811

緑のふるさと協力隊 受入申し込みについて

緑のふるさと協力隊事業につきましては、日頃より村民皆様にご協力いただきありがとうございます。お陰様で平成26年度緑のふるさと協力隊事業は3月中旬で終了となりましたが、平成27年度もこの事業を継続することになりました。

緑のふるさと協力隊を受け入れして下さる場

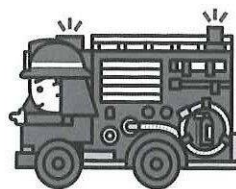
合は、高山村役場地域振興課まで電話等でお申し込みください。申し込みは、4月中旬過ぎからの予定となります。

また、地域おこし支援隊事業も継続いたします。今後も緑のふるさと協力隊同様よろしくお願いいたします。

役場 地域振興課
直通電話(26・7944)

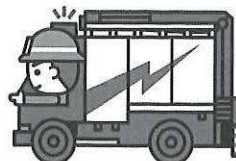
吾妻広域消防の消防車 出動時サイレンについて

吾妻広域消防本部では火災以外でも消防車がサイレンを鳴らして出動することがあります。そこで、平成27年4月1日から消防車が緊急出動するときのサイレン音を火災出動と、火災以外の出動で使い分けします。



火災出動の場合…「ウー・カン・カン・カン」

鐘の音で火災出動である事を知らせています。



火災以外の出動の場合…「ウー・ウー・ウー」

交通事故現場での救助やガソリンの流出警戒。救急隊や、ヘリコプターの支援。地震や水害等の自然災害発生時などは、サイレンのみで出動します。



消防活動に対する御協力を御願いたします。



消費者行政に関する首長表明

近年、高齢化が進む中、消費者を取り巻く環境が大きく変わっており、情報流通の発達において、消費者と事業者とのトラブルも複雑・多様化しております。

高山村では、村民の皆様安心して消費生活を送っていただけるよう、吾妻郡消費生活センターとの連携を図り、啓発活動も積極的に実施していき、今後も消費者行政に対して継続的に取り組んでまいります。

平成27年3月1日

高山村長 後藤 幸三

国民年金

付加保険料のご案内



将来、より高い老齢給付を受けるために、第1号被保険者（自営業者等）や65歳になるまでの任意加入被保険者は、ご希望により定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めることができます。付加保険料を納める場合には、定額保険料を納める必要があります。

付加保険料を納めると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金を受けられます。付加年金の計算式は次のとおりです。

年金額＝200円×付加保険料を納めた月数

なお、国民年金基金に加入している方や多段階免除などの免除制度を利用している方は、付加保険料を納めることができます。

付加年金の加入をご希望の方は、お住まいの市役所・町村役場へお申し出ください。

くわしくは、市役所・町村役場の国民年金担当または年金事務所へご相談ください。

・澁川年金事務所 国民年金課（☎0279・22・1607）

弁護士による 無料法律相談会

弁護士による無料法律相談を行います。困りごとでお悩みの方、この機会に聞いてみたいという方、ご利用ください。

■日時 平成27年3月26日（木）午後1時～午後4時

*時間は、お1人30分程度になります。

*予約制になります。3月18日（水）までにお申し込みください。

■場所 高山村役場

■相談内容 法律問題全般（秘密は厳守されます）

【内容例】 ●相続・遺言に関する問題 ●不動産のトラブル、境界問題 ●損害賠償 ●交通事故の問題 ●労働問題（解雇・賃金など） ●借金のお悩み ●家族の問題（離婚・子ども関連、成年後見など） ●悪質商法・詐欺被害 ●取引上のトラブル など

■担当者 小林有斗（あがつま法律事務所）

（中之条町）

■予約先 あがつま法律事務所（☎0279・26・2100）

*受付時間…平日午前9時30分～午後5時30分

納税等

★印が3月に納めていただく税等です。

	村県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	使用料 上・下水道
4月			●				
5月		●					●
6月	●						
7月		●		●	●	●	●
8月	●			●	●	●	
9月				●	●	●	●
10月	●	●		●	●	●	
11月				●	●	●	●
12月				●	●	●	
1月	●	●		●	●	●	●
2月				●	●	●	
3月				★	★	★	★

税金は 社会を支える あなたの会費